

## 摂津市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

#### (回答)

本市では、地域就労支援事業を実施するうえで、大阪雇用対策会議で確認された「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の重要性を認識しております。また、財政状況の厳しいなかではありますが、平成20年度では地域就労支援事業の予算を増額し、本市の就労相談者のニーズを考慮した実践的で就労に結び付けることができるような資格取得講座メニューの開講を計画しており、より効果の期待できる就労支援を行ってまいります。

雇用・創出事業の就職フェアにおいては就労希望者に適性診断やカウンセリングを提供するなどきめ細やかな支援を行うとともに、これからも大阪府総合労働事務所や北大阪地域労働ネットワークなどと連携し、情報交換を密にしながら推進してまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

#### (回答)

本市は、成長有望分野やものづくり基盤技術産業の発展のために大阪府が設置しました「大阪府ものづくり基盤技術産業クラスター推進会議」のオブザーバーとして第1回より参画し連携しており、新たな情報を収集しながら施策を研究してまいります。また、工業系への支援としましては、摂津市商工会主催「ロボットフェア」への商工業活性化補助金を継続し、新たに平成20年度からは、中小企業の販路開拓・取引先拡大に結び付く公的な展示商談会等への出展経費の一部助成を計画しており、企業価値のアップや経営基盤の安定が雇用の創出につながるものと認識し、そのきっかけづくりの施策として取り組みます。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

#### (回答)

本市では、雇用・能力創出事業の就職フェアを以前から積極的に取り組むなか、前年度は摂津市・茨木市・高槻市のエリアにて合同就職フェアを開催しました。今年度は、求職者のニーズに

合った企業の選択肢がより広がるように、島本町を加え三島地域全域を対象とした広域の「3市1町合同就職フェア」を本市で開催するなど、大阪府総合労働事務所・ハローワーク・雇用能力開発機構・近隣自治体との連携協力のもと、雇用の確保に努めています。また、個々のスキルを磨き就労に活かす職業能力開発講座は、ニーズに合わせたメニューを開催するといった対策により、正規雇用へと結び付くように支援してまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

就労についての悩みをもつ若年無業者と保護者を支援するために厚生労働省委託「若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」として設置された「大阪府若者サポートステーション」の周知については、本市地域就労支援コーディネーターが相談者の状況に応じて随時情報の提供を行っております。今後はさらに、広報紙への掲載や市内公共施設へのパンフレット・チラシの配布などの対策を講じてまいります。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

「摂津市人材育成基本方針」を核に、職員個々の能力の向上に取り組んでまいりますとともに、雇用・労働における施策・事業の推進にむけた予算の拡大を図りながら、雇用・労働行政の水準の強化に努めてまいります。

## 2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

本市では、中小企業事業者の経営に必要な知識の習得や従業員の育成を図るために、指定機関での各種研修に参加した場合に要した費用の一部を補助いたしますとともに、スキルアップをめざした能力開発講座の実施、さらには、経営の向上に結び付けるべく事業所の現状や課題を見極め助言・指導する専門のコンサルタントを派遣するなど、地域経済を支える中小企業事業者の人づくりへの支援を行ってまいります。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

大阪産業の成長にむけて、国や自治体間のみならず経済団体や高等教育機関等との連携・協力と諸施策に対する情報や認識の共有を深めながら、アジア諸国への資本や技術・製品等の供給源も視野に、本市の地域特性に基づいた中小事業所の商品開発からマッチングに結びつく支援に努めてまいります。

### 3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

法令遵守を基本とするなかで、本市の行財政改革を推し進めております。

なおCSRについては、現在のところ行政サイドから企業に対してCSRを意識した施策展開は実施していないのが実情です。一部企業において自主的に地域貢献を実施されている例はありますが、本市の産業振興施策においては、主に中小零細企業への融資斡旋や経営改善指導など企業経営の存続に重点を置いたものであり、CSRの概念を意識したものとはなっておりません。しかしながら、今後産業がますますグローバル化する一方、企業といえども地域の一員であることに変わりはなく、CSR活動が企業の持続的発展を促進し、そのことによりステークホルダー(企業の利害関係者)のなかでも特に地域住民をはじめ公共の福祉に資することは疑いのないところです。そのことから、本市としても産業振興部門に限らずCSRを念頭に置いた施策展開について調査・研究をしていきたいと考えております。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本市では平成10年度に「財政健全化計画」を策定し、平成11年度から市債の新規発行を元金償還金以内に抑制しており、平成18年度普通会計におけるプライマリーバランスは黒字となっています。平成18年度には、新たに「公債費負担適正化計画」を策定し、特別会計を含めたより一層の市債現在高の抑制を図り、次世代に負担を先送りすることのないよう財政の健全な運営に努めています。

### 4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

「大阪府保健医療計画」については、大阪府茨木保健所が主催する三島保健医療協議会において三島医療圏域における課題や計画について協議がなされ、ご要望の内容についても検討されたところです。しかしながらこのところの医師不足は事態がますます悪化の傾向にあり、今後課題を残しているのが現状です。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

広報・啓発活動については、市役所等関係機関の窓口、広報紙・ホームページ、出前講座など、様々な機会を捉えて実施しております。

苦情・相談体制については、国保連合会に専門機関が設置されるなどの法的な仕組みが整備されているほか、市役所等関係機関の窓口での対応や介護相談員派遣事業を実施しており、また、各事業所が独自に苦情・相談窓口や第三者機関を設置しているなどの対応を図っております。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センター事業については、民生児童委員協議会や校区福祉委員会などの地域活動と連携を図りながら実施しております。

また運営協議会については、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体代表者、公募市民（被保険者代表）によって、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び進捗管理を行う「せつつ高齢者ががやきプラン推進会議」と一体的に開催しております。

(4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢者の生きがいがづくり・社会参加促進のため、本市では60歳以上の方を対象に、毎年5月から12月まで毎週1回延べ20日間、いきいきカレッジ（老人大学）を市内2ヶ所で開催し好評をいただいております。講座の内容は、年間のテーマを決めて幅広い分野を全員で学習する一般教養と、陶芸・ペン習字・パソコン・健康福祉・カラオケ・美術など各自の希望する専門講座となっ

ています。さらに、市内2ヶ所にある老人福祉センターでは各種の講座を開催したり、気軽に楽しんでいただけるよう囲碁・将棋・カラオケなどを用意したりしています。

また、老後の生活を健康で豊かなものにするため、地域の人たちによって自主的に作られた老人クラブの活動を支援しています。老人クラブの主な活動は、健康づくり活動・文化活動・学習活動・社会奉仕活動・広報活動・親睦活動などとなっており、59団体3,602人の方に参加していただいております。さらに、退職後の男性の組織づくりを目的として、男性の料理教室の実施も行っているところです。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度は、生活困窮者に対し等しく最低限度の生活を保障する制度であるとともに、被保護者の自立助長を図ることを目的とする制度であることから、就労支援事業等の活用を図り公共職業安定所（ハローワーク）等との連携をより以上に保ち、就労等による自立助長への援助を行ってまいります。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I Vの感染予防等の啓発につきましては、大阪府保健所等と連携し機会を捉えて推進してまいります。

## 5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

本市の保育施策については、平成17年3月に策定しました「次世代育成支援行動計画」に基づき進めています。平成18年度に病後児保育、平成19年度に休日保育を新しく実施し、延長保育や一時保育、地域子育て支援拠点事業の拡大等を進めてきたところです。病後児保育を始めたところ

ろであることから病児保育については現状での実施は困難ですが、今後の課題として認識しています。平成20年度から、後期計画策定のため子育て支援の現状とニーズの調査等の取り組みを行うよう検討しています。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

正規職員の不補充が続いていましたが、平成19年度から新規職員を採用し、退職者の補充を行っています。退職者の増加に伴い、培ってきた保育の質の継承と人材育成のための研修の充実に努めていきます。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

児童の放課後対策事業として放課後子ども教室（わくわく広場）を週1回、市内全小学校区で実施しており、学童保育も全小学校区で実施しております。今後も地域及び関係機関と連携し「わくわく広場」の充実にむけた取り組みを進めるとともに、それぞれの制度や運営上の問題点を整理しつつ、「わくわく広場」と学童保育との連携等により、放課後において子どもたちが安全にまた安心して集い、活動できる居場所づくりに取り組んでまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域社会のなかで子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ることを目的とした地域教育協議会の充実のため引き続き支援するとともに、地域・学校・関係諸機関との連携を図り、放課後や通学路における子どもの安全対策の充実にむけた取り組みを進めてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

大阪府育英会奨学金制度については、進路指導を通して周知を図ってまいります。また、本市独自の奨学資金貸付金制度については、近年の応募者増に応じて必要な予算確保に努めてまいりたいと考えています。

就学援助制度については、国が定めた義務教育に必要な費用を援助すべく、必要な予算確保に努めてまいりたいと考えています。

## 6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、平成17年から人権相談事業を摂津市人権協会に委託し実施しているところである。また、より高度な知識とスキルを習得することを目的に大阪府が創設した人権擁護士養成講座に受講者を派遣する予定である。社会的マイノリティに対する人権侵害の根絶をめざし、一層の市民啓発に努める。

## 7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では、平成19年3月に平成19年度から23年度までの5ヶ年を計画期間とする「摂津市男女共同参画計画（せつつ女性プラン）」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざす取り組みを進めています。この計画のなかで、審議会等への女性の参画目標を35%と定めており、目標達成のためにこれまでの委員の選出要件や方法等の幅を広げ女性委員の登用促進を図ることを目的として、「審議会等への女性委員の登用指針」を策定いたします。今後はこの指針の周知に努め、関係所管等への働きかけを強めながら女性の参画の向上に努めてまいります。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進

を図ること。

(回答)

新たに策定いたしましたプランの推進にあたり、市が男女共同参画のモデル職場になるよう努めるとともに、男女共同参画社会の必要性について市民の共感を得られるように努めてまいりたいと考えており、条例制定につきましては、今後の検討課題であると考えております。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

現在、摂津市立男女共同参画センターにおいて、女性のための法律相談・面接相談・電話相談を実施し、女性が抱える様々な悩みに関する相談に対応しております。平成19年度には電話相談を土曜日にも実施し、働く女性に対する相談機会の拡充に努めたところであり、相談窓口の周知・広報につきましては、男女共同参画センター情報誌「ウィズ・レポート」「講座案内」、また毎月1日発行の「広報せつつお知らせ版」に掲載し市民に周知しております。

また、本市におきましては、女性に対するあらゆる暴力の根絶を「せつつ女性プラン」の基本課題の柱の一つに据え取り組んでおり、相談員の役割を担うべく大阪府立女性センター（ドーンセンター）等が実施する研修等に職員が積極的に参加しております。

さらにDV被害者の保護ならびに自立支援については、様々な観点からの幅広い取り組みが必要なことから、摂津市ドメスティック・バイオレンス（DV）防止ネットワーク会議等の充実を図り、庁内関係各課ならびに警察や大阪府関係機関との連携強化に努めております。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

少子・高齢化が進む社会において、男女共同参画の視点に立った子育ての仕組みをつくり、企業・家庭・地域が一体となってそれを支える男女両性のワーク・ライフ・バランス社会を築くことが必要となっています。

男性の育児・介護休業取得促進のための環境整備につきましては、「せつつ女性プラン」においては市がモデル職場となるとともに、子ども育成課においても「摂津市次世代育成支援行動計画」を推進するなかで啓発に努めてまいりたいと考えております。



## 8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

温室効果ガス削減を目的に、行政・市民団体（市民環境ネット・せつつ）・企業・NPO・地球温暖化防止活動推進員とのパートナーシップによる協働で「せつつを冷やせ！CO<sub>2</sub>-9%プロジェクト」を平成18年度より実施しており、とりわけ家庭で取り組む「環境家計簿推進事業」においては、今後も参加者の拡大を図ってまいりたいと考えております。また交通部門については、市の率先実行計画「せつつエコオフィス推進プログラムⅡ」において公用車の適正な使用を掲げ、ノーマイカーデーの推進やアイドリング停止等のエコドライブの普及・推進に努めております。

(1)ー② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」では、事業活動における温室効果ガス及び人工排熱の抑制対策として、一定規模の特定事業者にはCO<sub>2</sub>削減計画書の策定義務が、大規模の建物を建築しようとする者すなわち特定建築主には建築物の環境配慮のための措置に係る計画書の策定義務が課されております。また、「大阪府自然環境保全条例」の改正では、一定規模以上の開発者に対し基準に基づく緑化の実施・計画書等の届出を義務付けるようになりました。

緑化の拡大などの施策を総合的に実施するためには、庁内各部局及び大阪府との連携・協力が必要と考えております。

(1)ー③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

本市では、2006年3月より「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の10時及び14時に市民・職員向けの庁内放送で地球温暖化対策として不要な照明の消灯やエコドライブの実践などの省

エネを呼びかけております。

アイドリングストップについては、自動車は一般家庭から排出されるCO<sub>2</sub>の約3割を占めていることの市民への周知が必要であることから、職員に配布した「エコドライブ普及連絡会—エコドライブ10のすすめ」を広報やホームページ等にも掲載し、市民にも啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

ごみの減量とリサイクル率向上には、廃棄物の排出抑制と分別収集の徹底が求められると考えます。本市における平成18年度のリサイクル率は16.0%となっており、これまでリサイクル推進の施策として、「燃やせるごみ」では、厚紙やお菓子の紙箱・包装紙などを分別収集することで雑紙類の減量になることから、市民に分別の協力をお願いしてきたところです。

事業系ごみにおきましても、現在行っている「小規模事業所への紙資源無料回収」「公園剪定枝のチップ化」の拡大と並行し、事業者への訪問指導の強化によるリサイクルの促進など強化を図ってまいります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

不法投棄をさせない社会環境を作り上げていくためには、個々の不法投棄事案に対する監視強化等による未然防止策が効果的であると考えています。本市では、ごみ収集業務中における発見・通報と自治会等地域からの不法投棄多発場所の情報提供、啓発看板と監視カメラ4台の設置により、拡大防止に努めています。また、迅速な対応をするためには、監視体制の充実強化と所轄警察署と連携を密にした通報体制の確立が重要と考えます。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市では生活排水対策として、平成4年度より男女共同参画センター及び各公民館等に廃食用油回収のための容器を設置して廃食用油回収を行うとともに、廃食用油を原料に製造したリサイクル石

けんの配布を行っています。今後も同事業を継続すると同時に、広報やホームページ・イベント等において啓発活動を行ってまいります。

## 9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

### (回答)

「摂津市地域防災計画」は、平成18年に府が公表した地震被害想定や平成17年に作成した洪水ハザードマップデータなど最新資料を基に、防災関係機関が行うべき防災や復旧対策を盛り込み改定し、平成19年7月に発効しました。災害時用食糧は、府や関係機関と協力してさらに備蓄を進め、備蓄目標量以外にも生活必需品などの確保に努めます。また、市民の防災意識を高めるため総合防災訓練を実施しているほか、自主防災組織による各小学校区での防災訓練に協力しています。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

### (回答)

学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場として、また豊かな人間性を育むための教育環境の場として重要な意義をもつとともに、非常災害時などには地域の人々の応急避難場所としての役割を果たすことから、学校施設などその安全性を確保し耐震化を向上させることは最も重要な課題と考え、本市においても昭和56年の新耐震基準以前に建てられた学校校舎につきましては、耐震性能の把握に努め耐震工事を実施してまいりました。

今後も学校全体の耐震化を促進させるため、危険度の高い施設から優先的に国の交付金採択をいただき、また財政状況も見極めながら、できるだけ早い時期に耐震補強工事を年次的に実施してまいりたいと考えております。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

### (回答)

AEDは、平成18・19年度に市役所・公民館・体育館などの市立17施設と全中学校に設置しま

した。新年度は全小学校に設置できるよう進める予定です。

## 10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

### (回答)

本市には、国の減反政策に伴い米の生産過剰分を調整する生産調整のための休耕地はありますが、耕作放棄地はない現状です。また、本市は7ヶ所5,831㎡の市民農園を設置しており、「摂津市市民農園設置要綱」に基づき市民に無料で貸し出しをしております。

市街化区域内で生産緑地や相続税納税猶予以外の農地面積がおおむね300㎡以上、5年間継続して貸し出ししてもらえことや、用水路等の水の確保ができ自転車等を駐輪する場所が確保できる等の立地条件が適合した農地があれば引き続き検討していきます。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

### (回答)

専用パーキングエリアや共同荷捌場・共同荷受施設などの効率的な立地条件の確保は、本市のみで取り組めるものでないと考えます。各事業所での効率の良い物流にも期待いたします。

また駐車場の整備につきましては、開発時における指導は行っておりますが、十分な台数を確保できているとは言えません。官での新たな用地の確保が困難でもあることから、民営での整備・増設にむけ、誘導施策にも今後努力してまいります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

### (回答)

「摂津市交通バリアフリー基本構想」の整備メニューに沿って、バリアフリー化を推進いたしております。阪急正雀駅・JR千里丘駅につきましては、それぞれ平成17年度・18年度よりバリアフリー整備に対して補助金交付を行っております。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車は買い物や通勤・通学などの日常生活における交通手段として、あるいはレジャーや業務の手段として幼児から高齢者まで多様な用途に利用されています。一方、自転車利用の進展に伴い、自転車が当事者となる交通事故も年々増加傾向にあります。しかし現在本市では、狭隘な道路が多く自転車専用レーンの設置が困難な状況であり、今後の整備に合わせて検討してまいります。

歩車分離信号につきましては、関係機関に要望してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

「くるま社会」の弊害を防止するため、車利用者が利用方法を工夫したり、公共交通やレンタサイクルの利用等交通行動の変更を促すことにより、円滑な交通量の実現による道路交通混雑を緩和することが重要です。社会一般への働きかけや施策については様々な取り組みや実証実験がされており、その状況を見守りながら研究してまいります。